

2010年12月16日

放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜  
しぜん ぐらし いのち 岐阜県民ネットワーク  
埋めてはいけない！核のゴミ実行委員会・みずみな

四者協定をないがしろにした研究所「第2期計画」等に関わる質問書  
別添 詳細経過

1．四者協定と私たちの立場

多くの瑞浪市民、岐阜県民の反対の中 1995年12月28日に強引に結ばれた四者協定は、研究所に放射性廃棄物を持ち込まない、使わないことが明記されています<sup>4</sup>。

私たちは1986年4月以来、岐阜県東濃地域を中心とした県内は、日本原子力研究開発機構（以下、「機構」）により高レベル放射性廃棄物地層処分「研究」の名目で調査が進められ、日本で最も地下調査データが蓄積されている地域であり、さらに超深地層研究所（以下、「研究所」）の存在により、今後も地下調査が継続する瑞浪を中心とした東濃地域が高レベル放射性廃棄物処分場として狙われると考え、研究所及び広範な周辺地域での調査に反対しています。

2．岐阜県や自治体の頭越しに四者協定反故の既成事実化を狙う

1995年8月の研究所の申し入れ以来15年が経過し、研究所の役割が大きく変質しています。当初国や機構は「研究所の計画と処分場の計画は明確に区別する」（1994年原子力長計<sup>5</sup>、1992年原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会）と説明しました。しかし私たちは区別したのは「計画」だけで、「地域」は区別されておらず、時を経て処分場が研究所周辺に集約されると警戒してきました。そして私たちの警戒が現実になろうとしています。

2000年10月に高レベル放射性廃棄物の処分実施主体・原子力発電環境整備機構（以下、「NUMO」）が設立されました。研究から処分地選定へと軸足が移る中で、処分場事業を所管する資源エネルギー庁が主導して2005年7月に国、機構、大学等推進機関による「地層処分基盤研究開発調整会議」が設けられ、「研究」と処分事業が歩調を合わせるための「調整」がされるなど、当初の説明から大きく逸脱しています。

例えば2008年10月28日の原子力委員会で委員長が研究所で放射性廃棄物を持ち込んだ試験ができるようおおいに挑戦せよとけしかけました。それに応じて2009年2月、研究所に協定に反した放射性廃棄物を持ち込んだ試験をするとウェブ表明した機構<sup>6</sup>、さらに2009年5月22日、国のワーキンググループは、NUMOに研究施設を使わせよとの意見を盛り込んだ報告書を出しました。

1995年に機構が研究所での研究期間は約20年と説明していたにも関わらず、文部科学省と経済産業省は2010年の早期に、平成30（2018）年以降はNUMOの二ーズ次第で研究期間や内容が決まると決定し、この決定を前提とした2011年度概算要求を原子力委員会に提出しました。

このように四者協定の根幹を揺るがす発言や報告、国の決定が相次いでいます。

しかも、協定当事者である県や自治体の頭越しに繰り返すことで社会的な圧力を高

め、既成事実として認めさせるのが狙いです。処分場の調査地域すら決まらない中でこれらの決定や発言、報告をするのは、研究所での研究を処分事業に繋げる事により、着々と瑞浪処分場、東濃処分場の外堀を埋め、社会的にも認知させる狙いです。

しかし県民としてこれらの発言、決定、報告を決して認めることはできません。

また、機構の東濃地科学センター所長兼理事や研究職員で東濃の地下を知り、かつ地域に人脈を持つ人が退任後NUMOの理事に納まっていることは私たちにとって脅威です。

以下、こうした事実を具体的に列記します。

### 3．研究所はNUMOと歩調を合わせて

機構は1995年の計画発表以来、処分事業にさきがけて、地下施設での研究をしなければならぬ。だから早期の研究所建設が必要だと強調しました。

当初の研究所用地の瑞浪市月吉区は処分場が決まらないのに研究所を建設したら同一地質の周辺地域が処分場になると強固に反対しましたが、瑞浪市長が2001年7月に現在の市有地に誘致し、2002年7月に儀式としての着工式を行いました。着工と同時に瑞浪市と隣接自治体に電源三法交付金が交付され、現在も継続しています。

研究所は当初から立坑掘削を急ぎました。移転後の2004年度の計画では2009年度中に地下1,000mまで到達する計画でした<sup>8</sup>。ところが近年掘削速度が著しく減少し、2010年度はわずか20m程度の掘削のみで、地域住民への宣伝期間と位置づけ、地域を中心とした見学者を受け入れています。

このような掘削速度の減少は、2005年7月から資源エネルギー庁が原子力機構、地層処分推進組織（NUMOはオブザーバーから正式メンバーとなった）と「地層処分基盤研究開発調整会議」を設置したと密接に関わっています。

資源エネルギー庁が処分研究に関わる大学、推進組織の研究や機構の研究とNUMOのニーズなどを踏まえ、NUMOの事業と歩調が揃うように調整しています。

「調整」を示す象徴的な発言が2009年11月25日の事業仕分け、高レベル放射性廃棄物地層処分技術開発（深地層部分）でありました。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・仕分け人：「トータルでの研究開発というのは決まっています、前倒しすれば早く研究開発が終わるのか。どちらなのでしょう。」</li><li>・文部科学省：「原理的には、前倒ししていけば早く終わるというものであると考えています。」<br/>「一方で、全体計画は後ろにずれていますから、その全体の計画のずれと歩調を合わせて、こちら（瑞浪、幌延の研究所 質問者補足）も変に先行し過ぎないという配慮も必要だと思います」</li></ul> |
|--|

研究所は2005年から、研究と処分事業が歩調を合わせるための調整会議で内容と期間を調整されていたのです。

これらは、当然、資源エネルギー庁や原子力機構が岐阜県や県民に説明すべき事柄です。しかし協定当事者の岐阜県にこの説明をし、県は了承しているのでしょうか。研究所の事業計画書で説明したことは一切ありません。機構の東濃地科学センターホームページにもありません。研究所の安全確認委員会でも、一切触れません。

調整会議は開催も資料も議事録も公表されず密室で決定され、「高レベル放射性廃棄物の地層処分基盤研究開発に関する全体計画」（以下、「全体計画」）だけが2007年12月、2009年6月、2010年3月版がウェブや冊子で公表されました。密室審議の理由を、法律に基づいた委員会ではなく、開催日や傍聴、資料や議事録等の公表は

必要ないと答えました。密室で研究所の位置づけや研究内容、期間がNUMOと歩調をあわせるべく「調整」されているのです。

本年7月1日に私たちが機構に研究所の研究期間や事業説明の著しい不足などについて質問書を提出し議論しましたが、調整会議の説明や処分事業と一体化した研究を行っている等の説明はありませんでした。

ちなみに、同じ2009年11月25日の事業仕分けで枠内のやり取りがあり、私たちは幌延の人たちと共に「深地層研究所の役割を変質させ、その周辺を最終処分地にしようとする疑念がある」と考え、文部科学省に質問を提出しました。

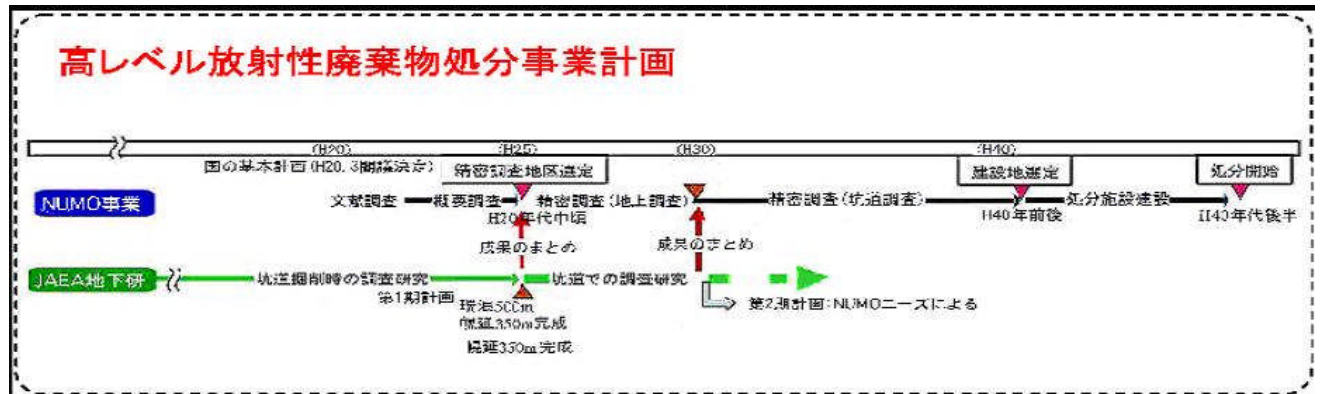
仕分け人：今の2カ所(岐阜県瑞浪市、北海道幌延町)は、絶対、実際の場所にはならないという合意のもとでやっているのですか？

文部科学省：そこは非常に微妙なところでありますけども、地元との関係では、そういう考え方でやっています。

文部科学省は回答で「文部科学省がお答えすることに微妙な面を含むという趣旨」と所管を越えている事を理由に言い逃れ、発言のみ消しを図りました。そうであれば当然、官庁の常識に従い、所管(権限)を超えているので答えられないと言わなければならない場面です。「所管」という縦割り体制に所属している責任者が、敢えて前提もなく上記の発言をしたことは、率直な質問に対し思わず口をついて出た本音です。私たちは発言をのみ消す意図のみの回答に抗議しています。

#### 4. 研究所は「NUMO」に支配される「第2期計画」

NUMOと一体化した研究所の事業計画がより明確に示されたのは、今年9月14日に文部科学省が原子力委員会に提出した概算要求ヒアリング資料です。



この図について2010年11月30日に文部科学省原子力課に確認したところ、平成30年に第2期計画に入るが、深度500m以深まで掘るのか、更に研究を継続するかは、NUMOの依頼によって決まるとのことでした。

この決定は昨年の事業仕分けを受けて、今年初めに文部科学省と経済産業省が協議して決め、原子力機構も承知しているとのことでした。ちなみに第1期計画は平成25年までに500mまで到達し水平坑道を建設し、平成30(2018)年まで継続することです。

機構は研究期間を約20年と説明し、パンフレットや平成19(2007)年度までの事業説明資料には20年間のスケジュール表がありました。しかし平成20(2008)年度の事業説明からはスケジュール表を削除しました。平成21(2009)年度版東濃地科学センターパンフレットはスケジュール表を削除しました<sup>8</sup>。研究期間を地元を意識させないための機構の卑怯な工作です。

国の計画により「研究期間約 20 年」の破綻は、機構内部では周知の事実だったのです。それにも関わらず、本年 7 月 1 日私たちは機構との交渉で、研究がいつ終わるのか質問した際、独立行政法人であることを盾に、現在の 5 年の中期計画を見直す時に、しかるべく説明すると繰り返しました。

下図は 2006 年 12 月と 2009 年 7 月に公表した全体計画の概要です。この図には 2040 年以降も研究所は基盤研究開発として継続することが示されています。少なくとも研究所は国の基本方針で処分開始が平成 40 年代後半と定めているその頃までは継続させるのです。結局、研究所は処分場の道連れです。このことは「5 . 研究所と処分場はセット 「明確に区別」の建前から本音へ」で詳しく触れます。

こうなるであろうことを私たちも日弁連も予想し、だからこそ研究所建設に反対しているのです。日弁連は、私たちの依頼による調査結果を 2000 年 6 月に土岐市内で報告しました。日弁連の大きな懸念は「国の示す高レベル放射性廃棄物処分場建設のタイムスケジュールや処分場建設の基準が今後作られることを考えると、東濃地域で

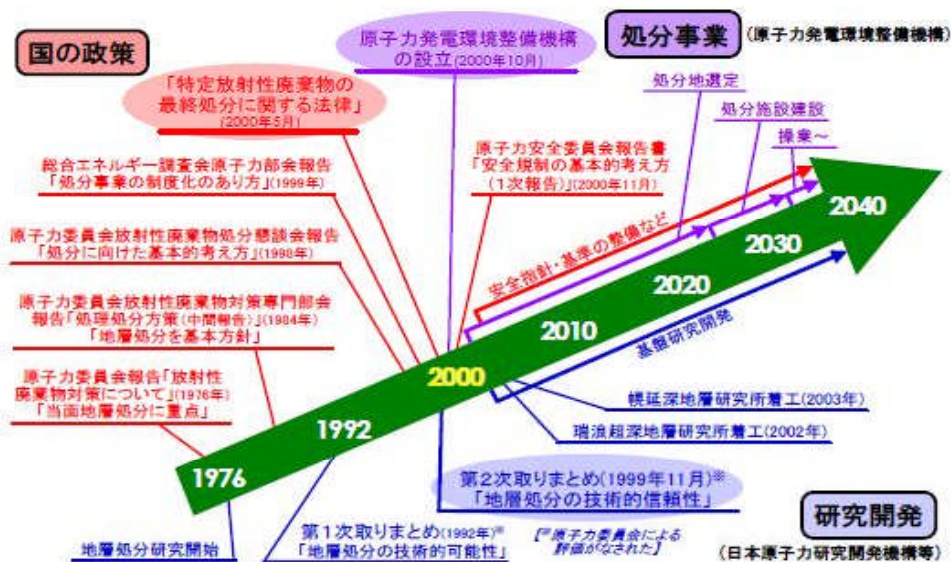


図 I-1 わが国の地層処分計画の経緯と展開

詳細な研究が進めば進むほど、処分場とされる可能性は高まるものと思われる。」でした。文部科学省の概算要求資料が日弁連や私たちの懸念を実証したものです。

### 3 . ホット試験「大いに挑戦したらいい」と原子力委員長

原子力委員長が研究所でホット試験(高レベル放射性廃棄物を使った試験)をけしかける(原子力委員会 2008 年 10 月 28 日議事録)

(松田委員)ベルギーは「実際に、放射性物質を、地下の研究施設で使って研究していますよね。日本の場合は「それはいけません」みたいな話になっているわけです。地下研究施設の中では実際にこういうものを使って研究したほうが効率的ではないかと個人的に思ってしまうのですが。」

(近藤委員長)「一般的に日本の場合は放射性物質を持ち込ませないという約束で施設を建設しているのです。ヨーロッパでやっているからとこれからやりたいと言うことでできるか、計画の段階でそれ言わないと後出しジャンケンになりますので難しいかもしれません。そこをどうやっ

て我々は克服していけるかという問題だと思えます。」、「ヨーロッパがやっているからと説明して、にわかに日本で引き受けてくれるところがあるかしらと思えます。」

(松田委員)「それでもそういう事例を外国に学びながら日本の国がこれから原子力を続けていくと、廃棄物も出る問題ですし、きちっと国民として学習の中で理解し選択していかなくやいけないことだと思えます。」

(近藤委員長)おっしゃるとおりですが、それは詳細調査地区が決まれば当然に実施されるでしょうけれども、いまお願いしているところとのお約束の中で実現できかどうか分かりませんね。やっているところもあるということで松田さんのおっしゃるとおり大いに挑戦したらいいとは思えます。

このように原子力委員長は出席していた機構にけしかけました。委員長は2006年11月13日に知事を訪問し、知事の処分場に対する考えを直接聞いています。にも関わらず敢えて調整会議の意向を踏まえ、協定違反承知の上での発言です。悪質極まりなく、信義にもとるとはこのことです。そして推進側の本音です。

原子力委員長にけしかけられ機構は2009年2月には放射性物質地層処分研究開発部門長が協定違反の挨拶をウェブに公表しました<sup>9</sup>。

現在、北海道幌延町、岐阜県瑞浪市および土岐市、茨城県東海村において、それぞれ深地層の研究施設や地上の研究施設等で研究開発を進めています。これらの施設では、実際の地下の環境や地上施設では実際の放射性物質を用いた試験でこれまでの技術を確認めるとともに最新の成果で地層処分が将来にわたって安全に実施できることを確信をもって示すことができると考えております。

つまり、瑞浪の研究所でも「実際の放射性物質を用いた試験をし、これまでの技術を確認めると」と表明したのです。協定の根幹に反するともんでもない考えです。この挨拶は2010年7月1日、私たちが機構と交渉した際に問題にしたこと、北海道幌延の住民団体が協定を無視して放射性物質を使った試験を計画していると抗議した結果、2010年10月13日に書き替えました。しかし、書き替えた理由もあかさず、謝罪も、試験の撤回もしません。確信犯的な物言いと言えます。

機構や関係機関が瑞浪市長を頻りに訪問していることなどから、水面下で自治体を説得し、ホット試験実現の可能性を画策している確率は非常に高いと考えます。

このウェブについて岐阜県は10月25日に機構に説明を求めたようですが、記述は明らかに協定違反です。ウェブを書き替えて済む問題ではありません。県は重大な協定違反であることを自覚しているのでしょうか。

#### 4. 研究施設はNUMOも使うべきだ

機構のデータは東濃に限らず、既にNUMOに提供しています。その上2001年9月19日には機構とNUMOの打合せ会議で、NUMOは研究所の地下施設や東濃鉾山を一般の人に見学させるよう求め、機構は研究所の地下施設公開を考慮したいと答えています。機構とNUMOの頻りに打合せ会議や調整会議を踏まえて、ワーキンググループはさらに以下の結論を出しました。



NUMOが、研究開発機関が有する研究施設やデータベースなどを活用することについて、検討を行うべきである。

「放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ中間とりまとめ - 地層処分研究開発に関する取組について - 」(総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会 放射性廃棄物処分技術ワーキンググループ 2009年5月22日)

報告は敢えて「地下」研究施設と限定はしませんが、データベースを提供している「地下研究施設」を指すことは明らかです。

加えて資源エネルギー庁主催のワークショップ全国交流会が研究所で開かれ、地下施設見学者の中には以下の感想を書き、これらも資源エネルギー庁は放射性廃棄物ウェブに掲載し、瑞浪や東濃処分場への社会的な圧力づくりに利用しています。

- ・この施設を使って実際に埋めることはできないのか。
- ・この場所にこのような試験施設をするのであれば地域住民とのコミュニケーションをもち、この場所を埋設地にすればと思います。(以上2008年3月の感想)
- ・なぜ、瑞浪を地層処分場にしないのか・・・。(課題があるとはいえ純粋に疑問に思います)他に手を挙げる地域は現れないのでは?(2009年3月の感想)

以上のように1995年8月の研究所の申し入れ以来15年が経過し、研究所の内容、期間、位置づけが原子力委員会、文部科学省と経済産業省、国の委員会、国の非公式委員会などで大きく変えられたにもかかわらず、自治体や県民には全く知らせないのは、根幹部分は非公開を当然とした日本の原子力体質そのものです。自治体との協定を無視し、県民の意思を無視しながら、社会的な圧力をテコに既成事実化を図り受け入れさせようとの魂胆で、瑞浪や東濃を処分場とすべく、外堀から埋めているのです。資源エネルギー庁主催のワークショップ全国交流会が研究所で開かれ、地下施設を見学者の中には上記の感想を書き、これらも資源エネルギー庁は放射性廃棄物ウェブに掲載し、社会的な圧力づくりに積極的に利用しています。

原子力機構の理事長が今年9月17日知事を訪問し、「情報については出し過ぎだというくらい出していきたい」(2010年9月18日岐阜新聞)と話したのは実質の伴わないリップサービスです。仏の顔も三度は、とうに過ぎました。

## 5. 研究所と処分場はセット 「明確に区別」の建前から本音へ

### 研究所と処分場「明確に区別」の実体

岐阜県は研究所計画を「研究所の計画と処分場の計画は明確に区別する」(1994年原子力長計)との国の方針を拠り所として受け入れました。しかし研究と処分は同一地域で行うのが効率的です。敢えて「計画」を区別したのは、1980年代に北海道幌延町や岩手県釜石市等で研究所すら拒否されたため、研究所を受け入れさせる方便にすぎません。

その証拠に「明確に区別」との方針を打ち出した原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会(1992年8月28日)の委員川上幸一氏(当時神奈川大学教授)は、研究所の立地を急ぐためには障害を取り除く必要がある。そのためにとりあえず研究所と実施

主体の処分地選定作業との区別を明確にする必要があったと語ります。しかし「事はそれだけではすまない、地下研究施設が将来、処分場にならないとしても、施設に近い同じ地域の地層はどうかという問題が残る。」(1992年7月「エネルギーフォーラム」<sup>7</sup>)と指摘します。研究所を取り巻く国の対応の数々は、「明確に区別」の建前から、本音に移行していることを示しています。

ある時間を経てある議論を経ると地点が決まる「そういう仕掛け」

1999年1月14日総合エネルギー調査会 原子力部会第62回「高レベル放射性廃棄物処分事業の制度化のあり方」の検討時に、近藤駿介部会長が「ある時間を経て、ある議論を経ると地点が決まる、そういう仕掛けを明示しつつの組織論というものもなされていることは皆様ご承知のとおりでございます。」とあります。近藤俊介部会長は現在原子力委員長です。近藤氏の「仕掛け」とは何であったのか、誰の目にも明らかです。

研究所は精密調査地区の地下施設として使うことができる

資源エネルギー庁は2001年7月11日、土岐市議会で研究所の地下施設は地元の了承と手順を踏めばNUMOの精密調査地区の地下研究施設として利用できると答えています。瑞浪や東濃を処分場にすればNUMOの費用は大幅に削減され、処分事業の遅れを取り戻すこともできます。機構は研究所で技術の実証を行い、絶えず処分場にフィードバックするために「地層(処分)施設に隣接して地下研究施設を置く」(1988年9月「地層処分に関する社会・経済的評価調査研究の概要」)という極めて常識的な報告を作成しました。処分場が瑞浪や東濃地域であれば実施できます。

研究所と処分場はセット

4の「全体計画の概要」図にあるように、2040年以降も研究所は基盤研究開発として継続することが示されています。つまり国の計画で処分開始が平成40年代後半としているその頃まで、研究所を継続させ、安全規制にもデータが使われます。全く異なった地質の処分地域で、瑞浪の研究所のデータや結果は参考程度にしかありません。処分地が決まって、その隣接地域で新たに建設した地下施設で試験し、それを処分にフィードバックするから意味があるのです。研究所を2040年度以降も継続させるとの国の全体計画概要図は、研究所の周辺地域に処分地をおく事以外に、意義も意味もなく、「研究所と処分場がセット」であることを示したものです。

以上のように、研究所を押しつけるための方便として使った「明確に区別」は、研究所申し入れから15年を経て、推進関係者は協定自治体に事態を認識させるべく、当事者の頭越しに本音をあからさまに示しています。

岐阜県はフェロシルトの対応のように、自ら状況を確認し、事実関係を確認する大きな責任があります。機構の説明を受けて事足りると考えていては、県民の安全と安心を確保することは到底できません。